『東方』二九四号より

儒教官学化をめぐる論争に対する創見

澤田 多喜男（千葉大学名誉教授）

著者の見解に先ず耳を傾けることが優先さるべきであるが、この小文ではとてもこの労大作は紹介しきれないので、その目次の概略によって本書の全貌を知っていただくのがよいと思う。この労大作は、緒言「漢代儒教の官学化をめぐる諸問題」（第一章　儒教の官学化をめぐる学説・研究略史／終章　儒教の官学化をめぐる問題点）以下、第一篇「五経博士の研究」（第一章　五経の用語とその沿革／第二章　博士と博士制度の形成）、第二篇「董仲舒の研究」（第一章　董仲舒の実像と虚像／第二章　董仲舒の対策の諸問題／第三章　董仲舒の対策の再検討）、第三篇「班固『漢書』の研究」（第一・二章　班固の思想）の三篇とされるが、緒言は優に一篇をなしているから、全四篇としてよいであろう。それぞれの篇は、問題の所在で始まり、問題点・展望と課題でしめくくられ整然としている。

緒言の「儒教の官学化をめぐる学説・研究略史」は、本書の中心をなす五経博士論と董仲舒対策問題の出発点をなすものである。大正からごく最近の平成にいたる二十二名三十点にのぼる多くの論争をとりあげ、諸論考に目を通したうえで著者は、論争を開幕期・拡大期・調整期の三期にわけ、論文の要旨紹介と基本的問題点の指摘ならびに批判をも行っているが、論議は後の本論で本格的になされる。要するにこれは序論であるが極めて大事であり、ありがたい整理紹介である。これは問題に精通した者にとってばかりでなく、この問題に関して新しく参入する者にとっても実に大変有益な貴重な文章である。問題提起の諸論考を時期順に整理し、上述の三期にわけていて、問題点が非常に解り易く、この問題を扱うには必読の書といえよう。しかし何といっても本論の中心問題は、五経博士の設置と董仲舒の三つの対策とに関する問題である。対策の呈上年代だけについても、建元元年・建元初年・建元五年以前―元光元年・建元四年―五年・建元五年・建元六年・元光以前・建元元年―元光元年・元光元年・元光二年・元光二年―四年・元朔五年の「十二説」あるとされ、こうした整理だけでも大変である。例えば対策の年代を狩野直喜氏は「今臨政而願治七十余歳」をよりどころに建元五年説をとるが、例えば平井正士氏の論文一つのばあいを見ても論ずるところは多岐に亘り、「夜郎・康居」などを問題にし拠るところの原典に当れば問題はさらに複雑になる。研究史のまとめは諸論考に目を通して要約するだけでも大変である。

クリックすると次の段にジャンプします。

福井重雅著
『漢代儒教の史的研究
――儒教の官学化をめぐる定説の再検討』
A5判・五六〇頁・汲古書院・一二、六〇〇円

第一篇　五経博士の研究

隘路に陥っている問題の解決の決路として、先秦から漢代の「五経」と「博士」の語を検討する。特に「五経」の検索は賢明だと思う。先秦から検討すると、五経という熟語は一例も検出されず、六芸・六経らしき表現は存在する。前漢前半の事例では、『史記』の場合十六例のうち、六芸十二例、六経四例を指摘。前漢後半の事例では、『漢書』所見六芸・六経・五経表を作成して八十八例を表示。さらに『論衡』所見六芸・六経・五経表を作成し二十八例を表示。前漢末頃になって五経の語が盛行することを示す。それ以前は、六芸・六経。五経の用語は宣帝末期に公的に使用され始め、前漢末以後に盛行することを指摘。また「博士」についても先秦から秦ばかりでなく捜索して、魯の博士、魏の博士、斉の博士淳于髡や占夢博士、などを挙げる。さらに漢代には、高祖博士、文帝期に七例(儒家博士のみ)、などから前漢末まで調査。

ところで五経の語の状況証拠固めによる方法での建元五年の「置五経博士」の記述への疑念の提出は特に有効だと思う。ここまで精査して状況証拠を示したら、現在、中国での文物の出土が相次ぐ状況から、あとは確実な物証の出現を待つのがよいのではと私は思う。しかし著者は『漢書』武帝本紀の「建元五年置五経博士」の記述を重くみて、「後漢光武帝の建武年間に、はじめて五経とは易、書、詩、礼、春秋の五種類の経典を指し、(中略)五経博士の制度は名実ともに完成し、定着するにいたったかのようである。それは定説にいわれるような前漢武帝の建元年間のことではなく、それより百六十余年ものちの後漢の光武帝の建武初年のことであった」(二二八頁)といい、「白虎観会議においてすら、決着を見るにいたらなかった五経とその博士の設置を記録にとどめようとした。このような情況下にありながら、班固は『漢書』武帝紀の建元五年の条に、自らの"勝手"な憶測にもとづいて、「置五経博士」の五字を書き残した」(二四九頁)、と断定し、『史記』儒林伝序の記事に着目して発想したのではなかろうか、という。『漢書』の完成は白虎観会議以後のことという。武帝本紀の建元五年「置五経博士」だけの記述からでは、いくら想像を逞しくし推測しても、制度の完成など考えられないのではなかろうか、ましてその後、公孫弘による博士のための弟子員制度の建言などをみたらと思うのだが。「五経」という語の盛行が漢末だとの事実の指摘は貴重であるが、『史記』儒林伝で五経についての学者だけ挙げている事実にも言及してほしかったと思う。

トップページにもどる

第二篇　董仲舒の研究

先ずは、建元最初の賢良対策で武帝の評定にかなって中大夫に挙げられたのは厳助だけであることを指摘するのは新見解。そして武帝の側近官僚の中には董仲舒はおらず、彼の実像は後世いわれるような直接間接に、国家の政治に大きな影響を与え得なかったことなどを論証。さらに『史記』での「有行」が、『漢書』では「大儒」と誇大表現となっていることを指摘。ただし『史記』での「漢興至于五世之間、唯董仲舒名為明於『春秋』」の『漢書』での欠落には言及しない。『漢書』で「州郡挙茂材孝廉、皆自董仲舒発之」の記述は『漢書』の創作で、州の設置は武帝末年だという。事実はともかくこの記述は前漢末の記述ゆえ、当時行われていた制度も彼に起因するとよめば、不合理ではない。しかし班固の董仲舒への肩入れは確かであろう。著者は『史記』の像が実像で、『漢書』のそれは虚像だという。そう

した傾向は確かに認められる。次いで董仲舒の対策についての考察は詳細をきわめ、第一制冊・対策から第三制冊・対策にいたるまでを上段・下段にわけて、それぞれ対応させながら精査して問題の箇所をとりあげ、考察している。なかでも、第一制・対策では徳が「施虐方外」までは同じだが、第二対策では方外に夜郎・康居の国名が出てそれらが「帰誼」したという。この夜郎・康居の帰誼の時期を詳細に検討したうえで、さらに同対策には年代的に絶対に両立しない二種類の発言が同時に行われているとして、孝廉の選挙の問題を指摘(三五六頁)し、従ってその発言は成り立たないという。ただ対策にいう「歳貢各二人」が間違いなく孝廉である保証はあるのかという疑問は残る。結局、全対策を検討した結果、各対策を一応の小節に分け、問題の箇所があることを指摘し、対策第一を八段に、第二を六段に、第三を四段に分け、問題のないのは第一では五項目(二・三・四・五・八)、第二では四項目(末二項を除く)で、第三では三項目(末一を除く)、の十二例は問題がないが、六例は対策として疑問視されるといい、そこにはまた共通した特色があるという。例えば、直接の武帝や当局批判の文章は、疑問視される文章にのみ集中してみられるとして、要約すると「これら逆鱗に触れる懼れのある問題を含む対策は、元来、董仲舒自身によって呈上されたものではなく、武帝以後のある時点において、第三者による作成と考えるべきではなかろうか。そしてのちに董仲舒の名に仮託され、董仲舒自身の文章への編入、董仲舒伝への採択」(三六七頁)という流れで『漢書』に入る、と想定する。さらに『独断』に、策書は「年月日を起て、皇帝曰く」の文言での起筆が明文化されている(三六八頁)といい、董仲舒の策書の年代不明は本来の形式上、全くありうべからざる異例の事態だという(三六九頁)。『史記』に較べて『漢書』は「多有用之文」といわれるが(趙翼『二十二史箚記』)、正史など限られた紙面では、すべてをそのまま記載することは不可能で、本紀や列伝をみる限り、詔勅から上奏文にいたるまでごく一部しか記載できないのが実情ではなかろうかと思われる。それにつけても董仲舒の伝での対策の大量の導入はむしろ異常であり、次の第三篇でも指摘されるように、班固の偏向といえよう。そのほか、この第二策の夜郎・康居の「帰誼」句は当時どういう意味合いで使われたのかは、考慮する余地があるように私は思う。現代の史学でのように一点一画も間違いなく文字通りに受け取るべきものかどうか。

トップページにもどる

第三篇　班固『漢書』の研究

班固における偏向は、すなわち漢堯後説の標榜、漢火徳説の支持、『左伝』の偏重、讖緯思想の受容である。漢堯後説をはじめとする思想はいずれも父班彪の『王命論』にみえるので、班固独自の主張ではない。『左伝』の偏重も著者もあげている王鳴盛『十七史商榷』でも、「班氏自言律厤志本之劉歆。續志亦云然」と指摘し、実際に『漢書』律暦志では、「経曰」「伝曰」とあり、その『伝』が『左伝』であることは確認され、たとえ漢代には所謂「学官」に立てられなくとも、前漢末期には公然と『左伝』が『伝』として使用されていたことがわかる。『左伝』が公認されるか否かに拘らず実態は『左伝』が通用していた事実は認めざるをえない。妄言を連ねた後ではどうかと思うが、門外漢ながら久し振りに本格的な研究に接することができたことは望外の慶びであった。